

# 「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」について

平成29年4月5日  
オリンピック・パラリンピック  
推進対策特別委員会

## 1 概要

### 1 概要

組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針

### 2 性格

法的拘束力はないが、組織委員会は、対象施設の管理者等の大会関係者に整備の働きかけを行うとともに、仮設施設の整備やソフト的対応も含めガイドラインを踏まえた大会運営を確保

### 3 策定経緯

- 平成26年11月に「アクセシビリティ協議会」（組織委員会、国と共催）を設置し策定を開始。策定にあたり障害者団体等の意見を聴取
- 平成28年1月、構造物の設計段階で必要な項目について先行して取りまとめ、「暫定基準」としてIPCより承認
- 平成29年3月、全編についてIPCからの承認を経て、公表

## 2 適用範囲と適用の考え方

### 1 適用の範囲

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のすべての会場のうち、アクセシビリティに配慮が必要な大会関係者の活動エリア及び動線として組織委員会が選定する場所
- (2) 両大会のすべての会場へのアクセスルートとなる経路であって、アクセシビリティに配慮が必要な大会関係者の動線として組織委員会が選定する場所

### 2 数値基準の設定と適用の考え方

- 基準は、IPCの示す「IPCアクセシビリティガイド」及び関係国内法令等に基づき設定
- 以下の3段階の数値基準を設定し、各々の適用の考え方を規定

推奨	新設の会場、主要駅等において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す
標準	既存の会場、多くのアクセシブルルートにおいて、大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す
その他	構造上等の理由等によって、標準基準を満たせない場合、少なくとも現行の『国の遵守基準』は満たす

※現場条件、大会時及び大会後の利用ニーズ、会場施設の規模・用途、維持管理上の課題等により、適用対象施設ごとにこれらの基準を組み合わせて対応する場合がある。

## 3 全体構成

■ : 暫定基準として策定済  
□ : 全編とりまとめに伴い、今回策定

### 第1章 前文

1 ガイドラインの目的	・ガイドラインについての <b>基本事項</b>
2 ガイドラインの考え方	
3 ガイドラインの基本原則	

### 第2章 技術仕様

1 アクセスと移動	・主に <b>建築物</b> に関する項目	一部、推奨・標準・その他の3段階の数値基準あり
・通路と歩行空間		
・傾斜路		
・階段		
・路面、舗装、仕上げ		
・家具、カウンター、サービスエリア		
・入口と出口		
・ドアとドア周辺部		
・エレベーターとエスカレーター		
・非常時の対応策		
2 アメニティ	※住宅設備機器や設備については、今回策定	
・会場の座席		
・トイレ		
・シャワー、浴室、更衣室		
3 ホテル及びその他の宿泊施設	・ <b>大会関係者用宿泊施設</b> 等に関する項目	
・アクセシブルルーム		
・車いす使用者に配慮した客室		
・宿泊施設内の他のサービス		
4 刊行物とコミュニケーション	・主に <b>情報面</b> に関する項目	一部、数値基準はあるが、推奨・標準・その他の3段階の基準はなし
・刊行物		
・ウェブサイト基準		
・公衆電話とインターネット環境		
・表示サイン		
・コミュニケーション支援と補聴援助機器		
5 輸送手段	・ <b>輸送手段</b> に関する項目	
・道路輸送手段		
・鉄道輸送手段		
・航空輸送手段		
・海上輸送手段		

### 第3章 アクセシビリティトレーニング

1 トレーニングの目的	・ <b>接遇トレーニング</b> に関する項目	数値基準なし
2 障がいに対するEチケット/ウェアストレーニング		
3 大会/任務別のトレーニング		
4 会場固有のトレーニング		